

東南アジア学会
第 80 回研究大会

発表要旨集

2008 年 11 月 29 日(土)、30 日(日)

東京大学駒場キャンパス

「メソヂスト教団のマレーシア・ミッション活動
- 1890 年から 1905 年までのマレー語学習およびマレー語聖書の状況 - 」

綱島（三宅）郁子（マレーシア研究者）

発表要旨

現在のマレーシアで人口の 9-10%を占めるといわれるキリスト教共同体のうち、主流となっているのは、戦前から存続し、ミッションスクールを通して教育上も大きな影響を及ぼしたカトリック教会、アングリカン教会、メソヂスト教会である。本発表でメソヂスト教団を分析対象とした理由は、英語、中国語、タミル語、イバン語、セノイ語など、言語および地域別に教会会議が組織化されていることが最も大きい。

少なくともメソヂスト教会年次総会の記録によれば、マレーシアにおいて、個別に確立されたマレー語教会というものが存在したことはなかった。それにも関わらず、リングア・フランカかつ国語であるマレー語で聖書やキリスト教出版物を使用するには、1980 年からのクアラルンプール、ペナン、サバ、サラワクを除く 10 州法による制約および、度重なる当局からの警告書簡や通関での没収、それに加えて現地人翻訳者の確保など、さまざまな困難が伴うのが実情である。

マレーシアでメソヂスト活動が開始されたのは、シンガポールに William F. Oldham 司教が到着した 1885 年のことである。当時、「マレーシア」とメソヂスト教団によって呼称された領域は、東南アジアでマレー語を話す人々が居住する全地域のうち、アメリカ支配下であったフィリピン諸島を除いて、マレー半島、海峡植民地、ボルネオ、スマトラを指していた（Oldham 1907: 7-8）。1885 年 2 月にマレーシア・ミッション設立、1889 年にマレーシア・ミッションの組織化、1893 年にマレーシア・ミッション会議の組織化、1902 年にマレーシア年次会議の組織化と続き、1905 年には、フィリピン諸島区域がマレーシア年次会議から分離された。

本発表が対象とするメソヂスト教団のマレーシア・ミッション活動の時期を 1890 年から 1905 年に設定した理由は、その立ち上げから活動開始に相当するからである。もう一つの理由は、マレーシアにおけるマレー語聖書翻訳史上、重要な役割を果たしたウィリアム・シェラベア（1862-1947）の存在である。1886 年 12 月に赴任したシンガポール駐在の英国陸軍将校という職を辞し、ほとんど無視されていたマレー人伝道を志す決心をして、Oldham 司教からメソヂスト教団のマレー人向け第一代宣教師に任命されたシェラベアが、家族と共に英国からシンガポールへ戻ったのは、1890 年 10 月であった。

シェラベアは、1892 年 1 月から、宣教師向け月刊誌 'The Malaysia Message' の編集長を担当し、JSBRAS への論文投稿によってマレー語能力に自信をつけつつ、Leydekker 訳（1733 年）や Keasberry 訳（1856 年）のマレー語聖書翻訳を踏襲しながら、マラヤにより適切な聖書に改訳する仕事を始めた。ジャウィ版は 1912 年に、ローマ字のババ・マレー語版は 1913 年に出版されたが、他にも福建語の習得もしていた。

「20 世紀初頭のペナンの華人と政治参加」

篠崎香織（在マレーシア日本国大使館専門調査員）

発表要旨

現在居住する国家（居住国）以外に出自を辿れる国家（出自国）を持つ人間集団について、その帰属意識のあり方がしばしば研究の対象とされてきた。多くの場合、その人間集団が出自国と居住国のいずれに帰属意識を抱いたのかが二者択一の問題として論じられてきた。東南アジアの華人の帰属意識についても、「華僑から華人へ」という定型句によって説明され、中国（出自国）に帰属意識を持つ「華僑」から、東南アジア国家（居住国）に帰属意識を持つ「華人」へと変遷したとされる。

これに対して本論は、20 世紀初頭の海峡植民地・ペナンの華人を事例とし、特にペナン華人商業会議所に着目し、出自国か居住国かの二者択一ではないアイデンティティのあり方と、政治参加のあり方について論じる。

ペナンでは 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、文化的特徴を共有すると認識する人間集団、すなわち民族の組織化が活性化した。海峡植民地では、公権力と意思疎通を行う枠組みの一つであり、かつ主要なものとして、民族が機能していた。ペナンの各民族は、海峡植民地の公権力が他の民族にどのような資格の代表者を何人認めているかを観察し、それと同等の資格を持つ相応な人数の代表者を自分たちにも認め、政策決定に参加できるように海峡植民地の公権力と不断に交渉していた。その中で華人も、自分たちに何がどの程度認められているかを主に欧米人との比較において把握し、そのために必要と思われる窓口を欧米人の例にならって設立した。その一つの例が、ペナン華人商業会議所であった。

清末の中国では、19 世紀半ば以降海外からの帰国者を対象とする犯罪が恒常化していた。1877 年にシンガポールに清朝総領事館が設立され、1893 年にはペナンに清朝副領事が置かれたが、犯罪の減少において大きな効果はなかった。そのような中で 1903 年に商部が設立され、中国各地で商業会議所が設立された。ペナン華人商業会議所は、商部という公権力にアクセスし、商業会議所のネットワークに参入し、帰国時の安全確保という問題の解決に加え、中国に逃亡した悪徳商人の追及という目的を盛り込み、1907 年に清朝政府に登録した。辛亥革命後の中国では、政権を掌握しようとする様々な勢力が競合していた。いずれの勢力も、中国国外の中国系住民からの資金調達を試み、彼らを「華僑」や「僑胞」と呼び、国内に居住する人びとには利用しがたい公権力へのチャンネルを付与するとし、国外の華人商業会議所はチャンネルの一つとなった。ペナンの華人は、どの勢力が優勢になるか分からない状況の中で、とりあえず全ての勢力と関係性を構築すべく、華僑という身分と華人商業会議所を利用した。

以上の事例から、ペナンの華人は海峡植民地 / ペナン（居住国）と中国（出自国）双方において、その社会の正当な一員として政治参加を高め、それぞれの地域で自らが抱える問題や課題を解決しようとしたと結論する。

「リナ・ジョイ係争から見る現代マレーシアとイスラーム：
「改宗」をめぐる申し立てと「棄教問題」

光成 歩（東京大学大学院総合文化研究科
地域文化研究専攻博士課程）

発表要旨

本報告は、マレー人女性によるイスラームからキリスト教への「改宗」をめぐる係争を事例として、現代マレーシアにおける国家とイスラームの関係性について考察する。この申し立ての裁判化は、マレーシアの「連邦の宗教」でありマレー人の宗教であるイスラームを管理するマレーシアの司法・行政システムが、「改宗／棄教」という境界事例の管理においてきわめて曖昧な性格を持っていることから生じたものである。それゆえにこの申し立ては、憲法の原理やその制定の歴史にまでさかのぼってマレーシアにおけるイスラームはいかにあり、あるべきかという議論に拡大した。

こうしたなか、非ムスリムはこの係争を「信教の自由」のテスト・ケースとして自陣の主張に回収することにより、国家とイスラームの在り方について論じる新たな立脚点を得た。本報告は、この非ムスリムによる言説・論理と、これに対するムスリム NGO の反発の論理とを合わせて取り上げ、マレーシアにおけるイスラームをめぐる語りの構造が変容しつつあることを示す。

非ムスリム側の代表的な言説の担い手は「憲法 11 条連合（Article 11）」で、信教の自由の条項憲法第 11 条を掲げてリナ・ジョイの係争を支持した。また非ムスリム妻とイスラーム改宗した夫の間の係争を「憲法問題」と位置づけリナ・ジョイの係争と並置した。これにより、非ムスリムはイスラームの部外者としてではなく、憲法問題の当事者として、すなわち「マレーシア人」としてイスラームをめぐる議論に参加する理念的枠組みを得ることとなった。

これに対して反発したのが、ムスリム NGO 連合「イスラーム擁護連合（PEMBELA、以下ブンベラ）」である。ブンベラは憲法 11 条連合の主張を「憲法問題の見せかけのもと」にマレーシアにおけるイスラームの地位を外部から取りざたす動きとして批判した。また憲法制定の歴史性を強調し、「普遍原理」として憲法を掲げる立場に対し、マレーシア固有の歴史的正当性をもつものとして憲法を位置づけることにより、憲法 11 条連合の主張を相対化した。

憲法 11 条連合、ブンベラの主張から、「リナ・ジョイ係争」の事件性を再構成すると、以下のように結論できる。リナ・ジョイの申し立ては、マレー人とイスラームとの結びつき、およびその優位性というマレーシア憲法のもつ固有性と、信教の自由という「普遍的な」価値にもとづく主張とのバランスを、いかに解くかという問題を提起していた。それゆえ、「リナ・ジョイ係争」はムスリム・非ムスリムにとって議論を交わすべき問題となったのであり、イスラームをめぐる議論が新たな展開を迎えていることの証左となったのである。

「カンボジア中央部、氾濫原の一稲作農村におけるトムノップ灌漑」

小笠原梨江（京都大学大学院アジア・
アフリカ地域研究研究科）

発表要旨

カンボジアのメコン水系の周囲にひろがる氾濫原では、トムノップ (*tumnop*) と呼ばれる土堰を利用した灌漑により、減水期稲作がおこなわれている。カンボジアの氾濫原に居住する人々は、人的制御のおよばない大河川の洪水に対し、その自然をうまく利用することで環境に適応してきた。トムノップ灌漑は、こうした適応の一つの形である。灌漑をおこなう上で、灌漑施設および用水の管理はきわめて重要な問題である。東南アジアの山間盆地に形成される灌漑をめぐっては、村落社会における共同体的結合や国家権力の生成とのかかわりについて多くの研究がなされてきた。しかし、トムノップの利用や管理に関してはわずかな報告があるのみで、その実態はほとんど知られていない。

本発表では、2003 年から 2008 年にかけて、カンボジア中央部の一農村において実施した総計 2 年 3 ヶ月間のフィールドワークに基づき、調査地におけるトムノップ灌漑の利用・管理の実態を、その社会経済的な状況の変化と関連付けながら示すことを目的とする。

調査地である B 村では、村人の大半が稲作に従事している。村落周辺にひろがる水田地帯には約 20 のトムノップがあり、これらを灌漑に利用する世帯は、全体の 7 割ほどとみられる。トムノップの灌漑を目的とした利用は、受益権をもつ個人または世帯に限定され、これらの受益者が各トムノップの管理を自律的におこなっている。具体的には、規定、会合を有し、必要に応じて灌漑施設の修復や貯水に関する作業、儀礼を共同で実施する。それらの活動はすべて、代表と副代表からなるトムノップ長 (*me tumnop*) を中心としておこなわれる。一方で、用水配分に関しては、受益者個人および受益者間での個別の交渉にほとんど委ねられている。1970 年代以降、内戦、ポル・ポト時代、社会主義体制下での集団耕作により、およそ 10 年間にわたる受益者集団による自治の断絶があったにもかかわらず、こうしたトムノップの利用・管理の仕方は大きくは変わっていない。

一方で、ポル・ポト時代以後、変化した部分もみられる。まず、社会主義政権下において、ポル・ポト時代に白紙化された水田保有関係を新たに構築する過程では、水田が各世帯の構成員数に応じて均等に分配された。これによって、減水期稲作をおこなう乾季田の所有関係も大きく変化した。また、1980 年代後半以降の労働力の回復、市場経済化や農業の機械化は、トムノップ灌漑による減水期稲作の現金収入源としての重要性を一気に押し上げ、受益地の大幅な拡大とトムノップ灌漑の近代化をもたらした。それに伴い、共同作業の減少や儀礼の簡素化などの変化も生じている。さらに近年では、受益者集団が公的な水利組合 (*sahakum*) としての位置づけを与えられ、行政とのかかわりを強めている。

以上のように、トムノップ灌漑は、ポル・ポト時代からの復興過程において、受益者による自治という従来の利用・管理の仕方を取り戻した。一方で、1980 年代以降には、社会経済的状況に応じたいくつかの変化がみられるのである。

「1994 年労働法制定とベトナム労働総連合 (VGCL)」

藤倉哲郎 (東京大学大学院総合文化研究科
国際社会科学専攻博士課程)

発表要旨

1980 年代末から 90 年代初めにかけてのベトナムの政治経済的領域では、一方に市場経済化、他方に政治的多元化と自由化の拒否という、二つの矛盾する要請があった。この問題状況を前提としつつも、労働法制定にまず求められていたのは、多セクター市場経済及び外資導入への対応と、労働関連の問題に対する従来の行政的管理から新たな法による調整方式への移行であった。他方、共産党の指導下であり、ベトナム唯一のナショナルセンターであったベトナム労働総連合 (以下 VGCL) に求められたのは、社会主義的労働組合から市場経済下の労働組合への移行であると同時に、ソ連・東欧の政変で見られた自主労組設立の動きをベトナムにおいてどう抑制あるいは管理するかであった。本発表では、労働問題に関して当時国家機関を除いて最大かつ独占的なアクターであった VGCL が、労働法制定にどのように関与したのかを考察し、1990 年代初めのベトナム政治の一場面のダイナミズムを明らかにすることをねらっている。

数次に渡って作成された労働法草案について、VGCL が最も敏感に反応した論点は、労働者集団を代表する労働組合の権利、労働者の権利・利益に関わる事項の決定に対する労働組合の関与権限、ストライキ権であった。草案は当初から、VGCL 傘下に括られる労働組合以外に労働者集団の代表組織がありうることを想定していた。VGCL はこのような草案の立場が、労働者集団による自主労働組合設立、第二組合を認めることになるとして強く反発した。VGCL の草案に対する修正要求の骨子は、労働者を代表する権利・権限の VGCL とその傘下の既成労働組合への独占であり、ストライキも含めた労働問題に対する労働組合による管理であった。

このような VGCL の論理の源泉は、1989 年後半から議論が始まり 1990 年に制定をみた労働組合法の理念である。1990 年労働組合法の成立は、ドイモイ政策後に盛り上がった民主化議論を、ソ連・東欧の政変を受けて、政治的多元化と自由化の拒否という形で共産党が収拾した時期にあたる。したがってその内容は基本的には社会主義的労働組合に関する規定であった。労働者の権利・利益の労働組合を通じた擁護・促進、すなわち集団的主人公権の実現を目標としており、また VGCL が唯一のナショナルセンターであること、および VGCL とその傘下の労働組合が労働者一般の権利・利益を代表することを内容としていた。

VGCL は、労働法起草委員会や国会常務委員会の会議を通じて草案の修正を繰り返し求めたが、最終段階に入っても満足いく修正はなされなかった。そのため VGCL は、1994 年 4 月以降、「大衆討議」という本来は新しい法律の周知徹底を図る機会を利用し、自らの組織の機関紙であるラオドン紙を通じた草案修正キャンペーンを展開した。これと国会での働きかけの結果、草案は大幅に修正され、VGCL とその傘下の労働組合が労働者集団を代表する唯一の組織であることが明示され、それ以外の労働者代表組織が成立する余地がない内容で国会を通過した。

こうして、市場経済に対応しようと自由主義的な性格が強かった当初の労働法草案は、1990 年労働組合法に代表される社会主義的労働組合の論理が流し込まれることで、大幅に修正された。この修正過程で、VGCL は修正要求のディスコースをほぼ独占的に発信し、また実際に修正を実現させるだけの政治力を結集させるだけの力があつた。しかし、労働法草案の修正を実現した VGCL の勝利は、多分に観念的なものであつた。VGCL は、代表権の維持に固執したが、他方で市場経済の暴力性に対する社会的規制の構造が欠如していた。また、労働法施行 (1995 年 1 月 1 日) 以降、市場経済化が進行するにともなって民間企業での未組織労働者が増加し、それらの企業を中心に労使紛争、山猫ストライキが急増するようになると、VGCL が労働者一般を唯一代表するという理念と、そうした現実が乖離するようになる。こうした労働法制定後の展開に照らして、1994 年段階で VGCL がこだわったことの観念的性格が浮き彫りにされる。

「イギリス北ボルネオ特許会社統治下における 19 世紀の経済開発と日本人移民
- 南繁蔵の組合伐採事業を中心として - 」

都築一子 (NPO シニアボランティア経験を活かす会)

発表要旨

19 世紀後半、世界各地の植民地では、農園、鉱山、鉄道建設などで移民を使って開発が進められていた。日本は、明治元年以来、移民を送出し始めていたが、1893 年 (明治 26 年) から 1895 年にかけて多くの日本人移民が英領北ボルネオへ渡航したことが、歴史家トレゴニング、入江寅次、原不二夫、下元豊、望月雅彦の先行研究によって明らかにされている。本発表の目的は、これらの先行研究を踏まえた上で、1880 年代後半のタバコ・ブームに乗って「からゆきさん」が渡航したこと、1890 年代前半の世界大不況を背景として「日本人労働移民」が渡航したことを明らかにし、なぜ 1896 年から約 10 年の間、英領北ボルネオ行き「労働移民」の旅券獲得者が途絶えたのかを検証するものである。

1890 年代の「労働移民」は、南繁蔵の関与した移民と、海外移住同志会の井上方勝が関与した移民に大別される。1893 年 6 月、和歌山県の南繁蔵と山本卯之助は同郷の働き盛りの男性 15 名を引き連れて、樟脳採集や稼ぎの良い仕事を求めて英領北ボルネオへ渡航した。英国ボルネオ貿易植栽会社の下請けとして伐採事業にあたった時、労働者の質の高さが買われ、民間会社から、もっと同郷の人々を連れて来るように懇願され渡航費を手渡された結果、1893 年 12 月 25 日に一時帰国した。こうして南繁蔵は日本人移民斡旋業者の性格を帯びるようになったが、目的はあくまでも自分たちで起業することであった。これは、「移民保護規則」が制定される前のことである。

原不二夫によると、南繁蔵が出発した 2 日後の「12 月 27 日付に英領北ボルネオ政府は、日本政府に移民送出しの照会を送った。日本は政府として移民送出しをしないが、指し止めもしないという回答をした。英領北ボルネオ政府は、マドラス、中国、日本で助成金付移民募集を行った。これに呼応したのが、シャムの移住事業を同時に手がけようとしていた井上方勝である。井上は、1894 年 11 月 30 日に 18 名の移民を引率して調査に赴いた」という。彼らの内、旅券返却できたのは 2 名だけだった。入江寅次によると「岩本千綱のシャム入植も移民に問題があって失敗した」という。

南繁蔵は、その他 3 名による同郷の者と組合伐採事業を始めた。英領北ボルネオ政府の要求する資本額を集めることに成功し、400 町歩の土地を獲得できたのである。1894 年後半に、日本へ木材を直接輸出した。南は、神戸の旅館で宿泊しながら木材販売に従事する傍ら、移民を募集した。1894 年 4 月に「移民保護規則」が公布されており移民募集行為は同規則に抵触するため罰金を支払ったが、直ちに合法的な手続きを取り、小倉幸の代理人の許可を大阪府知事から得た。南の送った移民が香港で問題を起こし救済を領事館に求めた。1895 年 6 月 14 日付移民送還の報告書で、中川領事は「安易な移民の危険性」を指摘する。6 月 28 日の官報で同領事の報告が掲載され、同日付で関係都道府県知事に英領北ボルネオ及びシャム渡航者に対する警戒の通達が出された。即ち、「奨励もしなければ指し止めもしない」という日本政府の方針が警戒に変わった。これが、英領北ボルネオ行き旅券獲得者が約 10 年間途絶える原因になった。1903 年より増田幸一郎が、約 60 名の日本労働者を使って伐採事業を行なうが、この労働者に匹敵する英領北ボルネオ行きの旅券下付者は見当たらない。彼らは、フィリピン渡航目的者などであったと推察される。その後、少数の移民が渡航するが、日本政府が再び方針を変えるのは、1910 年の染谷領事の報告まで待たねばならなかった。

「マニラ地域経済圏における商品流通の展開
- 19世紀から20世紀前半における米穀取引を中心に」

千葉芳広（千歳科学技術大学非常勤講師）

発表要旨

本報告は、中部ルソン（Central Luzon）平野を後背地とするマニラ地域経済圏の19世紀から20世紀前半における形成と発展過程を、米穀を中心とする商品流通取引の側面から分析する。ここでの「マニラ地域経済圏」とは、現地住民の生活を成り立たせる地域として、マニラを中心とする都市部とその周辺の農村部の双方が埋め込まれた社会経済空間を意味する用語として設定されている。マニラ地域経済圏のなかでもヌエバエシハ（Nueva Ecija）州は、アメリカ統治下のフィリピンにおいて有数の米作地帯としての地位を確立した地域であり、本報告では、このヌエバエシハ州での米の流通取引がどのように形成されてきたのか、その特徴を同州における農業の生産構造のあり方を踏まえて明らかにすることを主要な研究課題とするものである。そのために、ヌエバエシハ州における米の流通の前史として、19世紀のブラカン（Bulacan）州における商品流通から考察を開始する。その分析を通じて、前近代から近代にかけてのマニラ地域経済圏における商品流通の変化を考察することも可能となる。

中部ルソン平野における地方および首都両市場圏は、19世紀を通じた世界資本主義経済の展開のもとで大きく再編された。例えば、ブラカン州の地方市場圏では、各曜日ごとに各地で開催された市は20世紀初めまでには消滅した。また19世紀末に敷設されてマニラと同州を結んだ鉄道は、それまでの流通の経由地と運搬のスピードを変えて両地域の経済的結び付きを強めた。ブラカン州は首都市場圏に一層取込まれるようになり、地主層をはじめとするフィリピン人の購買力は高まって、流通の結節点の町を中心に食糧や雑貨などの商店が設けられた。中部ルソン平野では米と甘蔗が生産され、マニラを通じて移輸出された。とりわけ米は、マニラおよび輸出農産物生産地向けの商品作物として生産を拡大した。

こうした事態に積極的に対応したのは、中国人商人とフィリピン人地主であった。この背景には、19世紀半ばから20世紀初頭までに漸次的に進んできた移動・営業の自由に関する制約解消、私的土地所有権の国家的保証が制度的前提として存在していた。例えば、20世紀初めのヌエバエシハ州で、中国人商人は鉄道沿線に倉庫と精米所を設けて米の集積拠点とし、マニラの中国人米穀卸売商に精米を送った。ただし19世紀までに自律的な地方市場圏を抱えて、マニラとの交易も行っていたブラカン州では、現地人が所有する精米所数の割合が大きかった。現地住民がすでに一定の流通ネットワークを構築していたブラカン州では、中国人は米の流通における主導権を掌握しにくかったのである。

1920年代までのマニラとヌエバエシハ州を結ぶ米穀流通は、マニラの中国人米穀卸売商を頂点とする階層構造の下に置かれるようになった。19世紀における首都市場圏と比べて、流通をコントロールする拠点が中部ルソン平野各地に分散する複雑なシステムから、マニラを頂点とする中央統制的な流通システムへの転換が進んでいった。このように流通構造がより単純化していった理由としては、周辺地域となる産地での社会的分業関係が進んでいなかったことがある。

* 本報告のペーパーは、<http://hi-stat.ier.hit-u.ac.jp/research/discussion/2007/232.html> からダウンロード可能。

「植民地期ビルマにおける「映画とカイン」論争：
仏教徒カレンの民族的主張、その歴史的・社会的文脈」

池田一人（東京大学東洋文化研究所非常勤講師）

発表要旨

ビルマ植民地期末期のわずか 10 年ほどの間（1929～39 年）に、多数派のビルマ民族に対する最大の「少数」民族とされていたカレン（ビルマ語で「カイン」）のあいだから、初めてのカレン史書が 3 種も出版されている。とくに仏教徒著者による 2 書は、植民地ビルマにおける仏教徒「カレン」の最初の名乗りの記録であったと評価できる。報告者は 2004 年に、これら 3 種のカレン史の概要と論理の由来を本学会において発表した。今回はその発展的報告として、最初のカレン史（ウー・ピンニャ『カイン王統史』）の出版直前に当時のビルマ語全国紙トゥーリア紙上で、「カインは野蛮な民族（ルーミョウ）か否か」を争点として争われた『映画とカイン』論争を素材として取り上げる。そして、論者にひとしく共有されていたビルマ語世界における民族存立の論理を析出して歴史的文脈に定位し、「野蛮なカイン」の理由を 1920 年代の社会的背景に求めることによって、カレンのうちとくに仏教徒の民族意識の顕在化過程を論ずることを目的とする。

論争の発端は 1929 年 1 月末トゥーリア紙上に、当時ビルマで上映された映画においてカインが野蛮な民族として描かれていたことに苦言を呈した、あるカレン女性の投書が掲載されたことにある。これ以降半年以上にわたって、カレンとビルマ民族を名乗る論者双方の投書 35 本前後によって、映画製作の倫理や検閲制度、他民族との比較、カレンにおけるキリスト教布教など多岐に渡る論点を含みつつ展開したが、焦点はなんとといっても、「野蛮／文明」を計る物差しとしての文字や文学の存在、そして仏教的王権の伝統の有無にあった。のちに『カイン王統史』を出版することになるウー・ピンニャが 4 月半ばに紙面に登場し、カレンにおける仏教的王権の過去を圧倒的記述量と細部をもって「証明」すると、論争は基本的に終息の方向に向かっていった。

論争の分析からは、民族（ルーミョウ）の正統性の主張には仏教（タータナー）の伝統に裏打ちされた王権（ミン）の過去が不可欠という、論者にひとしく共有された理解があったことがわかる。かような宗教＝王権＝民族の観念上の結びつきをビルマ世界における 19 世紀からの歴史的文脈においてみれば、このような理解が 20 世紀になって現われた新奇なものであることがわかる。19 世紀はミンの世紀であった。王統記や農民反乱の宣言文に表現される主権的な存在はミンであったが、19 世紀末のビルマ全面植民地化はミンを消滅させ、タータナーの衰退を招いた。19 世紀末から 20 世紀初頭、ミン＝タータナーの紐帯回復の現実性が乏しくなるにつれて、あたかもミンの空位を充当するかのようにルーミョウという概念が主権的なものとして立ち現れてきた。そこにおいて従来の概念の相互関係組み換えが起こり、主権者としてのルーミョウに連綿とした過去を保障する条件として、ミンとタータナーは再定義された。

では、論争に先立って、あるいは論争を通してにおいてなぜ、カレンは「野蛮」であるとされたのか。1906 年に設立されビルマ民族主義の嚆矢として顕彰される YMBA による運動とはすなわち、タータナー衰退に動機付けられたルーミョウを単位とした運動であった。その後継団体 GCBA は、ルーミョウによって空間が画されることになった植民地ビルマにおいて、インド人を「外国人」として、そしてカレンを「政庁協力民族」として排撃の対象としていた。カレンは「土着の民（タインダー）」でありながら、その人口の 1 割ほどを占めるキリスト教徒のイメージと存在感をもって「カイン」が語られていた。カイン・ルーミョウというカテゴリー全体のイメージ低下のあおりを受けて、そこに含まれると観念されていたカレン人口の 8 割を占める仏教徒も、排撃とまでは行かずとも、何らかの批判的な評価を受けていたと考えられる。キリスト教を受け入れているということは、過去において仏教徒ではなかった、すなわち野蛮な人々であったということに容易に結びついた。これが 1929 年の『映画とカイン』論争の背景にあった。

このように考えれば、従来提示されてきた「カレン」範疇出現の機制について、植民地権力とキリスト教宣教師による名付け作用によってその範疇が形成されたという、キリスト教徒カレンをモデルとした定説以外にも、別の道筋を想定する必要がある。20 世紀初頭の仏教徒カレンにおける民族意識の形成過程で肝要であるのは、ビルマ語話者あるいはビルマ民族による名付け作用である。カレンという範疇を野蛮と名指しすることによって、仏教徒におけるカレン意識を生起せしめた。カレン諸語を話す仏教徒は、仏教世界から追いやられているという自覚をもってカレン意識を深めていった。キリスト教徒の民族意識形成での宗教の機能とは対照的に、いわば、宗教的なアイデンティティの周縁化が民族的な意識覚醒に転化した。このような現象が起こりえたのは、ミンやタータナー、そしてルーミョウといった概念によってあらわされるビルマ語世界の世界観に、ある根幹的な変容があったからであった。「カインに王はいたか」と問うてそれがカインの信仰の質を問う問題として受け取られ論争化するような文脈じたいは、タータナーを保障する王権がルーミョウ別に編成され存在しなくてはならないという、王朝時代ではありえなかった新奇な過去の規定の仕方を前提している。

「タイコミュニティ林法をめぐる迷走を読む
- 森林の高価値化、民主化と最周辺域の有した順接/逆説の展開 - 」

倉島孝行(京大東南アジア研究所研究員)

発表要旨

タイのコミュニティ林(以下、「CF」)法が迷走を続けている。CF 法とは、ひとことでは、中央政府管轄の国有林域ほかで、地方自治体・住民組織による資源管理を公認、推進していこうというものだ。タイで最初の CF 法案が行政から提出され、その原則が閣議承認されたのは、1992 年のことである。それから 16 年あまり、同法案は何度も成立目前という局面を迎えつつも、いまだに公布・施行されずにいる。本発表は、タイ CF 法を巡るこうした迷走と言える展開を辿り、同法がなぜ成立し得なかったのか、その背後にどのような構図が存在したのか、明らかにしようというものだ。具体的には、主な法案の特徴とそれぞれの提案者、さらには各利害関係者の思惑の違いなどについて論じ、最後にタイ全体の政治動態構造と接合する形でまとめる。また、本発表では、特に 2006 年のクーデタ以前までの民主化期を論述の対象とする。

1990 年代の民主化期以前、占有民の用益地を強制的に召し上げ、それを民間造林会社等に貸し出すといった政策が、タイで広く行われた。軍や森林行政によって展開されたこうした強権的な政策が、NGO や研究者らによる CF 法要求へと結びついた。1992 年から 2006 年の 14 年間に、タイでは 4 つの CF 法案が閣議承認を受けている。また、この間、いくつもの法案が大政党によって直接国会に提出された。同時に、「人民の憲法」と謳われた 97 年憲法下の 5 万人署名法案規定が初めて活用されたのも、この CF 法案だった。他にも、法案ではないものの、CF 法の展開に多大な影響を及ぼした政策や政策提言が、政府系・非政府系の有力組織からいくつかが出されている。タイ CF 法をめぐる迷走とは、このようにいくつもの法案や政策が、次々と出されては消されていった軌跡と言える。

こうした展開の背後にあった要因として最も重要だったのは、保護域の取り扱いをめぐる利害関係者間の対立である。ここで言う「保護域」とは、国立公園や野生動物保護区、水源域を指し、観光や研究などを除き、一般の用益が法的に認められてこなかった場所だ。大別すると、従来通りの排他的な森林保護原則を支持するグループと、逆に CF 設定を積極的に促し、コミュニティによる天然資源管理・地方分権の模範たらしめようとするグループ、さらにはこのような原理原則とは別に王室の介在を第一義に置く組織。こうした各派の対立が時々々の政権の政治的な立場や存立基盤と絡み合う形で、迷走の具体的な形が立ち現われていた。

一口に民主化期と言っても、タクシン政権とそれ以前とは、まったく異なる性質も有していた。タクシン以前では、体制は安定していたが、政権は不安定だった。この時期の CF 法をめぐる迷走は、保護派とコミュニティ派の対立を軸としていた。内閣がどちらかの案に与し、閣議承認しても、対立する側が強く反対すれば、承認が差し戻された。他方、タクシン政権の特徴は、体制も政権も安定していたことだった。農村部に手厚い政策をとった同政権は、CF 法案に関してもコミュニティ派に味方し、保護派から攻撃を受けたが、それによって方針を変えることはなかった。つまり、タクシン政権は、コミュニティによる資源管理を広く推進しようとした。ところが、このことは、逆に王室派からの抵抗を招く一因となり、今も続く迷走へと結びついた。元来、タイの保護域は、山地や国境周辺など、国土の中でも最周辺部に多く設定されてきた。だが、そこは、森林の高価値化と民主化の進展という新たな状況の中で、1990 年代以降、原理原則や優先目的を異にする複数の正当化が交錯する攻防の中心となっていた。

「難民研究の視座 - 文化人類学の視点から - 」

久保忠行（神戸大学大学院総合人間科学研究科
博士課程、日本学術振興会特別研究員）

発表要旨

本発表では、人類学的な難民研究の視点について報告する。対象とする具体例は、タイ北西部メーホンソーン県で約 20 年にわたって難民生活をおくるビルマからの難民のカレンニー難民である。

これまでの難民研究では、難民を単にパッシブな存在として捉えることに警鐘をならし、難民化することを喪失ではなく社会が再生する契機と分析してきた。それらの研究は、人々が新たな生活に適應する過程や、既存のナショナルな紐帯やエスニック・カテゴリーを再構築する様相を論じている。しかしこれらの研究は、第三国へ定住した難民や帰還民を対象としている。これまで、一次庇護国のキャンプで人々がいかに社会を再構築するのかという研究はなかった。

ビルマが多民族国家であるように、難民キャンプも複数の民族からなる。すなわち宗教や難民化の背景、動機、生活水準、教育レベル、キャンプ外の世界との関わりは多種多様であり、一枚岩のコミュニティではない。難民キャンプはタイ中央政府、地方当局によって管理され、現場では国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と国際 NGO（国境全体で 18、カレンニー難民キャンプで 7）が支援活動を展開している。また基本的に現場でのキャンプの運営は、難民が組織する難民委員会とキャンプ委員会が関わっている。そしてキャンプ統治に間接的だが大きな影響力をもっているのが、現在も反ビルマ政府の武装闘争を継続しているカレンニー民族進歩党である。

難民化した人々の社会を「復興」する上で大きな役割を果たすのが、国際 NGO による物資の配給や教育、啓蒙活動などの支援活動である。同時にキャンプはカレンニー民族進歩党の政治活動の舞台ともなる。同党の政治活動は特にキャンプでの教育活動や伝統行事の執行にみられる。西洋的な価値観に基づいた NGO の啓蒙活動と、カレンニー民族進歩党の影響力にみられるような男性中心的な統治は、基本的に相容れないものである。「復興」の営みが受容される側面に着目すれば、むしろ社会内部にある差異を拡大し「分裂」の契機にもなり得る。

「インドネシアの女性労働者：バンドン市家事労働者の事例」

横本真千子（北海道大学大学院
経済学研究科専門研究員）

発表要旨

インドネシアの女性労働者に関して、本報告では 2008 年 7-8 月にバンドン市において行ったインタビュー調査の結果をもとに、農村出身の女性家事労働者の入職システム、就業実態、出身世帯の家計構造、更に女性のライフサイクルにおける都市での家事労働の位置づけを明らかにし、女性の就業構造を検討したい。

インドネシアの女性家事労働者については、近年増加する東南アジア域内や中東地域への海外出稼ぎ労働者の主体として注目が集まり研究がなされてきた。一方、インドネシア国内で働く女性家事労働者については、若年女性労働者（児童労働者を含む）が家庭という閉ざされた空間で雇用されていることから NGO によって人権保護の立場で調査がなされてきた。

都市における家事労働者の就業を明らかにするため、バンドン市の家事労働者斡旋業者、家事労働者募集人、家事労働者にたいしてインタビュー調査をおこなった。家事労働者は、大部分がジャワ出身者である。その理由は、一般的にジャワ人は真面目で勤勉であると考えられていることと、ジャカルタやバンドンといった大都市から出身農村までの距離が遠いために頻りに帰郷することが困難であることによる。バンドン市に事務所を持つ家事労働者斡旋業者は、ジャワ農村に住む複数の家事労働者募集人を組織することで、農村から都市への家事労働者供給ルートを確保する。農村の募集人は、近隣農村を回って家事労働希望者を募り、希望者が相当数集まった時点で都市の斡旋業者へ送り届ける。特定の斡旋業者との関係を持たないフリーの募集人も少数いるが、ほとんどの募集人は斡旋業者との間に長期の固定した関係をもつ。斡旋業者もまたジャワ出身者であり、自分の出身郡とその周辺郡を家事労働者調達源としている。家事労働者は、雇い主が決まるまで斡旋業者の事務所で待機して過ごす。斡旋業者は、雇い主の希望に沿う家事労働者を待機中の者から選び出し雇い主の家庭へ送る。その際に雇い主と家事労働者との間に同意書が交わされる。家事労働者、募集人、斡旋業者そして雇い主の関係は、募集人と斡旋業者との間に長期の関係がみとめられる以外は、家事労働者と募集人、斡旋業者と雇い主および雇い主と家事労働者との間には固定的な関係は結ばれていない。家事労働者は、10 代から 40 代までと広範な年齢層にわたり、おもに農家世帯出身者であり、現金収入を求めて都市へ出稼ぎにやってくる。結婚前に都市で家事労働を経験した者が、結婚と出産を経て再び家事労働者として農村から都市にやってくる者が多く見られた。しかし、家事労働者としての経験はあまり賃金に反映されない。

農村から都市への家事労働者の供給を可能にしているのは、都市における女性の社会進出の増加と農村における女性の就業機会の制約、そして都市と農村との間の賃金格差である。おわりに女性労働市場における家事労働者の位置づけについて論じたい。

「出かせぎモノ売りにたいする地縁・血縁の役割：
中ジャワ州ソロ地方からの出かせぎを事例に」

間瀬朋子（ガジヤマダ大学客員研究員）

発表要旨

インドネシアは、モノ売りにあふれている。モノ売りの多くは、出身地を離れて、外に稼げる場所を求める人びとである。路上で見かけるモノのなかに、特定地域の出身者に商われてきたモノがあることは周知の事実とはいえ、その詳細はあまり知られていない。本報告では、ジャム（生薬飲料）売りを基点に、特定出身地と特定販売物の関係を掘り下げる。具体的には、ジャム売りとして、あるいはその配偶者としてバツソ（ミートボールスープ）売り、鶏そば売り、アイスクリーム売り、ジャワ風そば売り、緑豆ぜんざい売り、かき氷売りなどとして、ジャワ島中部に位置するソロ地方の一部（ソロ出かせぎ送り出し圏）からインドネシア全土に出かせぎをする人びとを対象に、聞き取りをおこなって得たデータを分析する。そして、特定集団によって特定販売物が商われていることに関連して、従来型の連鎖移動・連鎖就職論にたいする理論的な再考を迫るべく、モノ売りとしての出かせぎに果たす地縁・血縁の役割に焦点を当てるのが、本報告の目的である。

諸先行研究のように、一時点のデータだけを抽出して分析すると、「同郷内で出かせぎ慣行が伝播し、連鎖移動が発生する。しかも集落、あるいは隣組、隣り合わせに住む親族同士というかなり狭い範囲で、同一出かせぎ先を目指す出かせぎ慣行が共有される」という側面が強調されすぎるきらいがある。一時点の出かせぎに表れない要素が勘案されないときに生じる誤解を避けるために、過去の出かせぎ歴や親族系譜など、さらなる聞き取り情報を追加して考えると、ある人が親族・隣人ネットワークだけを使うとしても、その出かせぎ先・出かせぎ業種の選択肢はかなり数多いということがわかってくる。出かせぎをしようとする人は、時節に応じて、もっとも自分の効用を満たしてくれそうな出かせぎ先と出かせぎ業種を選べばよいし、実際にそうしている。すなわち、ある人の出かせぎスタイルの決定は、きわめてポートフォリオ・セレクショナルになされる。静態的な連鎖移動・連鎖就職の枠組によって、モノ売りの移動経済活動はとらえにくい。

「村の家・森の家 - ラオス少数民族カタンの人びとの住まい方」

徳安祐子（九州大学大学院
人間環境学府博士課程）

発表要旨

ラオス人民民主共和国は多民族国家であり、現在の公称で約 50 の民族、かつての人類学者による調査では 100 以上の民族が数えられている。本報告では、モンクメール系民族、あるいは「ラオトゥン（lao theung = 山地ラオ）」と呼ばれるグループのなかのひとつ、カタン（Katang）の人びとについての報告をおこなう。資料は主に、2004 年から 2006 年にかけての通算約 10 ヶ月間おこなった調査にもとづいている。現地調査は、寝食を共にしながら参与観察やインタビューをおこなう、文化人類学的手法でおこなった。

フィールドは、ラオス中南部のサワンナケート県である。ラオスのなかでもとくに平野部の多いこの県は、タイ・ラオ系の人びとの割合が高い地域だが、ベトナム国境に近づくと、標高があがるにつれてモンクメール系の人びとの割合が増える。調査をおこなった村は標高は高くないが、それでも「山に住む人びと」と周辺民族からは見られ、「最貧国」とされるラオスのなかでも、とくに貧しい人びととして語られる。インドシナ戦争後は天水田耕作が主な生業となっているが、ほかに森でおこなわれる採集や漁撈も重要な食糧獲得の手段である。食糧以外にも、多くの生活物資を森から得るなど、森と密接な関わりを持って暮らす人びとである。

本報告では、カタンの人びとの「住まう」空間について考察する。ここで「住まう」空間としているのは、人びとが暮らしていくなかで、空間を秩序付けつつ、その秩序にのっかって生きていくような空間のことである。本報告では、人びとにとってもっとも小規模で社会生活の基本となる空間、「家」を出発点として考える。

カタンの家は、物理的空間としての家そのもや、家の精霊、そこに暮らす人びととの関係のなかで秩序付けられた、社会的な空間となっている。この空間秩序を作り上げる上で、重要な役割を担っているのが家の精霊である。そして、この精霊による秩序こそが、村を森からわかつものであると考えられる。

さらに、この空間秩序の形成において中心的存在となる家の精霊について検討する。家の精霊はいくつかの精霊をあわせた呼び方だが、なかでも重要視されるのが、父母の精霊と呼ばれるものであり、家の精霊は祖霊的な意味合いが強い。そこで、埋葬された村の祖先たちが、家の精霊になる儀礼といわれる「ラブ（lapeup）」について考察する。そこでは、人が村と森とを行き来しながら、家の精霊となる過程をみることができる。そして、最終的には「森の家」を建ててそこに死者を住ませることで、死者が家の精霊となるのである。つまり、村を森からわかつもの、と考えられた家の秩序は、「森の家」に住む死者 = 家の精霊たちとの関係によって成立するものなのであり、この秩序付けられた空間は村のなかだけで完結するものとして捉えることはできない。村と森とは差異化されつつも、ひとつの「住まう」空間として捉えられるべきである。

「文字のない少数民族」の変容

－ ベトナムのムオン人自身によるムオン語の表記と口頭伝承の記述 －

大泉さやか（一橋大学大学院
言語社会研究科博士課程）

発表要旨

本発表は、ベトナムのムオン人が自らのローマ字表記によってムオン語を文字化し、口頭伝承を記述する動きを取り上げる。近代国家形成に伴う文字・正書法政策の枠外にあった、少数民族による自発的な自言語文字化の試みの意味を考察することを目的とする。

ムオン人（ベトナムの少数民族）のムオン語には、正書法も広く受け入れられた表記法もなく、表記の習慣もなかった（いわゆる「文字のない言語」）。主に 1960 年代以降、ベトナム政府は少数民族言語に文字・正書法を策定する主張を出している。しかし、ムオン語は、ベトナム語と「同源」であることなどを理由に正書法が制定されず、国家による文字・正書法政策の枠外に置かれた。その一方で、ベトナム語・クオックグーによる読み書きを学んだムオン人の中から、自らムオン語のローマ字表記をはじめた者が出てきた。ムオン人自身によるムオン語文字化の具体的事例として、1) タインホア省のムオン人で、後に口頭伝承収集家となったヴオン・アインの事例、2) 発表者が定着調査を行ったホアビン省タンラク県 P 社の事例を取り上げる。

ヴオン・アイン（1944 年～）は、1954 年前後から、それまで口頭で伝承されていたムオン語祈禱文を、祈禱を勉強する父親のために自らのローマ字表記で文字化した。P 社のムオン人祈禱師たちも、祈禱の勉強のために、ムオン語祈禱文を各人が各人なりのローマ字表記で文字化している。祈禱文を書き取ったノートはあくまで自分（ヴオン・アインの場合は父親）が参照する、記憶の補助のための個人的なノート・表記である。

ヴオン・アインが行っていた自発的「文字化」は、主に 1960 年代以降、「民間文学」収集政策と接続され、彼の表記は政策的文化保存の道具となった。1975 年、ムオン語「祈禱文」をヴオン・アインらなりの表記で文字化した、『大地の誕生、水の誕生（ムオン語版）』が刊行される。これは、「民間文学」収集政策の中で、「祈禱文」を儀礼の場から切り離し、ムオン人の「文学」「叙事詩」として保存しようとするものであった。他人が「読む」ことを想定した表記を、言語学の非「専門家」なりに目指していたと見られる。

P 社の事例においては、記憶の補助のための祈禱文ノートは、その後、祈禱師だけが読むことが許され、継承することができる「財産」「神器」としてのノートになった。新たな動きとして、P 社では 2007 年に、忘れられつつあるムオン語歌謡を保存するため、ムオン語歌謡教室が開かれた。ここでも、「子孫に継承するため」、ムオン人がそれぞれのローマ字表記で歌謡の文字化を行い、書き取ったノートを「財産化」している。現在のところ、各人のノートが単独で流通する訳ではなく、音声（音声化された祈禱・歌謡）を伴って教えられているので、各人が各人なりに表記していても支障はないようである。

こうした文字・正書法政策の枠外に置かれたムオン語に対して、非政策的な理由から、「書き手」によって異なる非統一的な表記を、言語学の非「専門家」であるムオン人自身が与える意味を考察することにより、文字・読み書きの意味・あり方の多様性を理解することにつなげたい。

趣旨説明

青山 亨（東京外国語大学）

東南アジア研究の歴史を振り返ってみたとき、文学の研究は、その一角において、もっとも大きな流れでこそなかったかもしれないが、確固たる位置を占めてきた。東南アジア研究における文学研究は、文学固有の問題群を分析する試みであったばかりではなく、文学を通して東南アジアの社会を理解するための探求の試みでもあった。けだし文学は社会的な存在である人間の創造物であり、言語というコードの共有と読み手の存在を前提とする以上、これは当然のことであろう。インドネシアの作家プラムディヤは、文学の理解は人間の理解である、と述べているが、まさに東南アジアの文学研究は、文学を通じて東南アジアの社会、そこに生を営む人々を理解しようと努めてきたのである。

このことは、社会の変化に応じて文学、そして文学の理解もまた変化していくことを意味している。20 世紀において、東南アジアの多くの地域が列強の植民地支配のもとにあったころ、あるいは、第二次大戦後に独立を達成し国民国家の建設に全力を尽くしていたころ、あるいは、東西冷戦を背景にした戦乱の渦中があったころ、文学が文学としての使命に真剣に向け合おうとすればするほど（そのことと作品の価値とは別のものであるし、作品がどのように表現されるかは個々の文学者の意識に委ねられるものであるが）、作品には、近代化、国民統合、抗戦といったその時代の社会的なプロジェクトの潮流が直接的あるいは間接的に反映することとなった。対する文学の研究もまた、文学作品の研究を通じて、社会の有りようとその来るべき変化の方向を読み取ろうとしてきた。

今日、おおよそ 1990 年を境として、東南アジアの多くの地域において新しい社会的、政治的な変化が生じつつあることは、否定できないであろう。ベトナムにおけるドイモイ政策の開始、マレーシアのペトロナス・ツインタワーに象徴される経済発展、アジア金融危機に端を発するインドネシアのスハルト政権の崩壊とそれに続く民主改革は、これらの変化を示す代表的なできごとである。これらの動きを端的に言いあらわせば、冷戦的イデオロギー対立の衰退、市場経済の進展と都市中間層の台頭、本格的なグローバル化による人、もの、情報の過剰なまでの越境、に集約できよう。

社会の新しい動きに呼応して、東南アジアの文学のなかには、内容あるいは形式においてこれまでの文学とは一線を画す動きが現れつつあるようである。むろん、具体的な作品のあり方は、それぞれの地域固有の力学によって、あるいは、文学者の意思によって、多様な形をとることになるだろう。しかし、にもかかわらず、そこには今までにない胎動が通底していることを感じる事ができる。また、過去の文学に対しても、新しい視点から読み直されることによって、新たな評価が下される動きも生じている。このような東南アジアの今を前にしたとき、東南アジア文学の研究者には、21 世紀にふさわしい新しいアプローチが要請されるであろう。

このシンポジウムでは、東南アジア文学の今を取り上げ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、カンボジアの文学の研究者に報告をしていただくとともに、東南アジア地域の文学の立場からと、地域を離れた文学の立場からそれぞれコメントをしていただくことによって、東南アジアの文学の今を考えていくことを狙いとしている。聴衆の皆様にも東南アジアの文学の今を感じていただければ幸いである。

「インドネシア：「文学コミュニティ」から見える文学実践の多様化」

澤井志保（東京外国語大学大学院生、
香港中文大学大学院）

発表要旨

現在のインドネシアにおいて、「文学コミュニティ」といわれるグループが多く存在し、活発に活動している。「文学コミュニティ」とは、文学に直接的または間接的にかかわる活動を行うために、複数の個人によって、営利を主要目的とせずに形成されたグループのことを指す。

このような文学コミュニティは、植民地時代から、文学を集団的に享受する集まりとして、現在インドネシアと呼ばれる地域に存在しており、独立運動時においては、人々が「国民としての主体性」を想像し獲得していくプロセスにも深く関わることとなった。しかし、1990年代以降をめぐり増加している文学コミュニティにおいては、参加者の知識人的特権性と、文学の享受を通して立ち上げられる国民的主体性のあり方について変化が見られる。たとえば、中間層と大まかに分類される範疇と総数が大幅に拡大したことに加え、権威主義的政権の終焉によって言論統制が緩和され、出版業が活性化したことで、文学を享受する層のすそ野が、知識人層を超えて大きく広がった。さらに、メディア・テクノロジーの普及による情報伝達の高速化と、移民労働や留学、旅行などの目的のための海外渡航人口の増加により、以前よりずっと広範囲な階層の人々が、国境や国籍、国語を実体的ないし仮想的に越境しながら、宗教、職業、エスニシティやジェンダーを基軸として、より多面的な文学的主体性を立ち上げるようになった。このような例のひとつが、海外に支部を持つ文学コミュニティや、外国を舞台としたイスラム系ポップ小説ジャンルの出現である。また、ゲイやストリートチルドレン、移民労働者女性等の社会的マイノリティが、文学実践を通して多彩な社会表現を行っている状況からも、近年のインドネシア語文学においては、特定の国民的主体性を提起するのみならず、むしろこれについて問い直し、再解釈する可能性を見てとれる。

そこで当発表においては、香港在住のインドネシア人女性家事労働者によるイスラム系文学コミュニティを取り上げ、上述のような社会的変化が、インドネシア語文学にどのような意味を付与し、国語文学研究の新しい射程を示唆するのかについて検討する。そのために当発表では、この文学コミュニティの活動形態の内容と参加者の執筆したテキストの両方から、文学的主体性の読み取りを試みる。たとえば、当コミュニティ参加者は、インドネシアでは多数派でも、香港への移民によって、宗教、エスニシティ、経済力の上で少数派になることで、現地の社会的文脈において新たな主体性を交渉することになる。そこで、コミュニティに参加することでムスリム女性としての連帯を実現し、互いの作品を批評し合っ文章力を向上させることで、労働者ではなく、著者になろうと努力し、さらにテキストの中で家事労働者への搾取や文化的抑圧について批判することで、現地社会での自分の位置を分析する。このような文学の享受プロセスの観察により、現代における国語文学とナショナリズム、そして文学的主体性のかかわり方について考えたい。

「マレーシア：多民族社会の中の華人文学」

舛谷 鋭（立教大学）

発表要旨

毎日 90 万部の華字紙が売れ、700 万華人の 90%が華語小学校に通う国。マレーシア華語系華人文学（馬華文学）はそこにある。所詮新聞の総部数の三割、人口比の四分の一に過ぎず、マレー人に劣る出生率で将来の相対的沈下を危惧する声もある。しかし、文学の発表媒体としての華字紙、リテラシーを保つための民族語教育と、それらを支える社団が存続するためには十分な絶対数である。

国語マレーシア語で作品を発表するのはマレー人作家はもちろん、タミル人のウタヤ（1972-）だけでなく、リム・スウィーティン（1952-）ら華人作家も少なくない。国立言語図書研究所（DBP）には、民族文学間の相互交流としてウスマン・アワン（1929-2001）を中心に発足したマレーシア翻訳と創作協会の活動もある。

しかし、華人中高生の文化英雄は、リムらマレーシア語作家でなく、華人私立高校から台湾留学し、彼の地の文壇で活躍する黄錦樹や陳大為といった六十年代生まれの「留台」作家たちである。

本報告は台湾留学組と同年代で、国内に留まり作家活動を続けるリー・テンポ（1969-）の作家と作品について、多民族社会マレーシアにおける文学の一断面と捉え、「文化中国」（中華文化圏）との関わりを交えて紹介する。

クアラルンプール生まれのリーは、広東大埔系客家を父に持つ現地第二世代の華人である。マレーシアで準公立華語小から私立華語中高に進み、卒業後は中国福建省、廈門大学の通信コースで学び、私立中学の華語教師を勤めた。その作風から海外華人世界の代表的張（愛玲）派作家と呼ばれる。『傾城の恋』の張愛玲（1920-1995）は、四十年代上海で活躍した女性作家であり、今も中華文化圏で広く読まれている。

現代マレーシアにあってなぜ四十年代上海なのか？二十一世紀に入り、祖籍地（祖先の原籍地）中国からの「乳離れ論争」が、他ならぬリーの作品を契機に巻き起こった。彼は桃源郷としての上海モダンを酷愛し、その面影をツインタワーはじめ高層ビルが居並ぶ大都会クアラルンプールに探す。茨廠街（ペタリン通り）のチャイナタウンや、新街場（ピール通り付近）のような華人の生活区がそれに当たるが、タミル人のブリックフィールドやマレー人のチョーキットも、それぞれの民族毎に同様の感興を呼び覚ますだろう。

イギリス植民地時代に契約移民として海を渡った華人の文学は、紛れなくポストコロニアル文学の一環である。リー・テンポの文学は「文化中国」そしてマレーシア文学の周縁と切り捨てることができるだろうか。張愛玲が「上海」で活きたように、リー・テンポは吉隆坡（クアラルンプール）で活きているのに。

「ファム・コン・ティエンの詩学」

野平宗弘（廈門大学外文学院）

発表要旨

1986 年に始まるドイモイ以降、ベトナムの作家達には一定の創作の自由が認められ、ドイモイ文学の潮流は 88 - 89 年に頂点を迎えた。作家ファム・ティ・ホアイ Phạm Thị Hoài (1960-) は、その後の 90 年代半ば以降、現在に到るまでをポスト・ドイモイ期と規定し、質の高い作品も現れているとはいうものの、伝説化されるような作品はないと指摘している。

ベトナム現代文学の中で伝説化されているものの一つに、1950 年代後半の北ベトナムで創作の自由を求め弾圧された「人文 - 佳品事件」が挙げられるが、その中心人物である詩人の故チャン・ザン Trần Dân (1926-1997) らが、2007 年になって国家賞を受け、約半世紀前の文学事件の実質的な名誉回復がなされたことが象徴しているように、過去の見直しはやっと始まったところである。また、その受賞理由には「社会主義建設と祖国防衛に貢献した」ことが挙げられていることから分かるように、ベトナムの現代文学は公式的にはベトナム共産党の「大きな物語」に属していると言える。

南北分断期 (1954-75) の南ベトナムに現れた詩人、思想家のファム・コン・ティエン Phạm Công Thiện (1941-) 以下、ティエンと略称) が公に再評価されることはまだ先のことだろうが、60 年代後半に「ファム・コン・ティエン現象」と呼ばれる流行現象ともなった彼の出現の衝撃は、今でも半ば伝説的に語りつがれているだけでなく、彼からの影響を公言する詩人や彼を乗り越えようとする詩人も現在のベトナム国内にはいる。だが、60 年代に彼が達した思想的地平まで、彼を支持する者達が到っているかは疑問も残る。

現在、亡命者の立場にありアメリカで暮らすティエンは、ベトナム語での詩作によって「故郷」への回帰を試みている。彼にとって「故郷」を再び「見る」ことは、現実的な帰国によって果たされるものではなく、言語的世界創造によってこそなされるものである。

彼は、主体たる人間の言語によって客体的に世界を掌握しようとする西洋形而上学に根差した表象的思考を、ベトナムの伝統的宗教の一つである大乘仏教の「空」の思想に基づいて否定し尽くし「空」さえも否定することで、アリストテレス型の論理も主体も客体もない根拠なき「透明な源」(詩人ハン・マック・トゥーの言葉)にまで退歩しようとする。そして、その「透明な源」の「如き」世界を、母語ベトナム語での詩作によって新たに創造することで「故郷」を再び見ようとしている。母語の中で「もの」Cái を語ることによって、それを「如実」に、「実際」に、「存在」へともたらずことが、彼の「もの」語りであり、「故郷」回帰であると言える。

ベトナムの「存在」を忘却した西洋形而上学に根本的には根差している現在のベトナムの国家イデオロギーの「大きな物語」のみならず、私自身に対しても、日本と同じく大乘仏教文化圏から現れたティエンの「もの」語りは、近代的思考とは別の思考、別の言語世界の可能性を突きつけている。

「タイ - タイ現代文学の登場と新ジャンルの挑戦」

アット・ブンナーク (タイ中小企業開発銀行)

【注】 2008 年 12 月 25 日未明から、スワンナプーム国際空港が民主主義市民連合によって占拠された結果、バンコク発の航空機がすべて欠航になりました。そのため、発表者が来日できず、予定されていた発表はキャンセルとなりました。

「カンボジア - 内戦終結後からの再出発」

岡田知子（東京外国語大学）

発表要旨

社会経済の復興・発展途上にあるカンボジアでは、文学はいまだ模索状態にある。本発表では、大量消費される恋愛小説、文学賞応募小説・投稿詩の社会的役割、ポスト・ジェノサイド文学の出現の 3 点に焦点をあてて概観する。

カンボジアでは長らく続いた内戦が終結、1990 年前後を境に急激な社会変革が始り、1993 年新憲法発布とともにカンボジア王国が誕生した。法律上、言論の自由が認められるようになり、多くの新聞、雑誌が発行され始めた。そこには伝統的価値観に沿った恋愛小説が掲載される一方、直接的な性愛描写を入れるなど、それまでのタブーを破った小説には、新しい価値観や解放感が読み取れる。

現在まで職業作家として活躍しているのは、2 名の女性作家、マウ・ソムナン（1959 - ）、パル・ヴァンナリーレアク（1954 - ）であり、書き下ろしの単行本を次々と出版している。いわゆるフォーミュラ・ロマンスである一連の作品群では、洒落た文体や難解な語彙を使用せず、強い政治的主張、痛烈な社会批判はない。同時代の都会を舞台に、富裕層の生活スタイルがふんだんに盛り込まれており、わかりやすい筋立てで展開も速い点が読者をひきつけている。体現化された美德としての若さと美貌を備えた女性主人公は、「純潔を守る」という伝統的性規範を踏襲しているが、それはカンボジア人女性のアイデンティティとして再評価されている。同時に女性の行動領域の拡大、親子関係のありかたなどに新しい価値観が見られる。ただどの作家も「作家は教育者」という立場は崩しておらず、作品は娯楽のためだけでなく若い女性のための規範書としても読める。

一般人が実名で社会に訴える場がまだ少ないカンボジアでは、文学賞への応募短編小説や新聞雑誌の投稿詩が、一般人の意見投稿としての役割を果たしている。動物や神々を登場人物にして風刺的に貧困、汚職、伝統崩壊、遺跡盗掘など社会・政治批判したものが多い。特に詩は、限られた紙面でも掲載の機会が多いこと、またそれぞれ決まった吟唱法を持つ伝統的な定型詩で書かれることにより、読者も容易に感情を共有することができると考えられる。

ポスト・ジェノサイド文学とは、ここではポル・ポト政権時代の人民の苦しみを物語った小説や個人体験を綴ったものとする。前者は、1980 年代の社会主義リアリズム小説に類似しており、ポル・ポト政権崩壊の記念日を冠した「一月七日文学賞」の受賞作品にその特徴が見られた。後者については、ディアスポラによって書かれた作品を、カンボジア語に翻訳し、出版したものが圧倒的に多い。現在でもクメール・ルージュの国際法廷での審議は続いており、国内での公的な評価が定まっていなためか、国内のカンボジア人による作品はまだ少ない。その中でも、たとえば一般庶民による記録である『地獄の一三六六日間 ポル・ポト政権下での真実』（オム・ソンバット著）では、当時の悲惨な体験が生々しく描かれる一方で、強制労働の末、完成した水利施設に感動するなど、一概に「ポル・ポト政権の圧制での被害」だけを訴えているものではない。

カンボジア人ディアスポラからのカンボジア国内のさまざまな文学、文化活動に関するコミットメントも少なくない。それについてもいくつか例を挙げて紹介したい。

趣旨説明

古田元夫（東京大学）

1997 年のアジア通貨危機から 10 年が経過し、アジア地域では地域共同体の結成をめざす動きが急速に展開している。東南アジアでは 1997 年に ASEAN ビジョン 2020 を掲げて ASEAN 共同体設立の目標を明確にした ASEAN が、創立 40 周年を迎えた 2007 年に ASEAN 憲章の制定にいたった。鳥インフルエンザや SARS、9.11 米国同時多発テロ、2004 年インド洋地震・津波災害といった、いわゆる非伝統的安全保障問題への対応を迫られる事例が相次ぐなかで、域内で国を超えた協力が実践され、東南アジアというまとまりは現実に実体化しつつあるように見える。

ただし、この間、ASEAN は ASEAN + 3 などより広域の制度的枠組みを形成し、自らを広域システムの中のサブシステムと位置づけることによって、その影響力を発揮してきた面がある。こうした ASEAN 自体の動きもあって、現在の東南アジアを「東南アジアとしてのまとまり」という視角から見ると、同じ事象の中に求心と拡散のベクトルがともに並存しているかのような状況が存在している。

1999 年のカンボジア加盟で ASEAN10 を実現し、名実ともに東南アジアの地域国家連合となった ASEAN が、その途端に、加盟国間格差、いわゆる ASEAN ディバイドの問題に直面することになったのは、その一例である。また東アジア共同体構想の浮上は、ASEAN の存在意義を高めている反面、東南アジアとしてのまとまりを相対化する側面もあるように見える。さらに、中国経済圏やインド経済圏の急成長は、ASEAN にとっての脅威であると同時に、結束強化の要因でもある。経済面での「アジアのアジア化」と呼ばれる状況が、東アジアという規模で見た場合にはじめて成り立つ話なのか、「東南アジアの東南アジア化」を内包しつつ展開されているのかは、経済実態に即した検討を要する課題であろう。

メコン圏開発のように国際開発の受け皿としてサブ・リージョンを設定する動きも見られるが、こうした動きの東南アジアあるいは ASEAN との関係も、両義性があるように思われる。さらに政治体制の民主化、市民社会の連携は、共同体としての ASEAN を展望すると長期的には不可欠な要素に見えるが、短期的には権威主義体制が担ってきた ASEAN の指導力を低下させている面があるなど、地域統合との関係を問わざるをえない面があり、そこでナショナリズムの役割や、先行する地域共同体 EU の経験との対比など、多くの問題が存在する。こうした問題を検討する上では、歴史世界としての東南アジアがそもそもどのような性格をもっていたのかという歴史的視点を念頭に置くことも、きわめて重要な意味をもっていると考えられる。

本シンポジウムではこうした東南アジア地域の 10 年の歩みを振り返り、「東南アジア」という枠組みの意味とそのゆくえを政治・経済・ASEAN 論などの現代的視点と歴史世界としての東南アジアという歴史的視点の双方から検討したい。

「地域主義の湧き源泉としての東南アジア - ASEAN への注目」

山影 進(東京大学)

発表要旨

20 世紀末から今世紀にかけて、東南アジアを核としてさまざまな地域主義が湧き上がっている。この現象は東南アジアだけに見られる現象ではないので、東南アジアのユニークさを浮き彫りにしているわけではない。ユニークかどうかはさておき、グローバル化が進行する中での地域主義・地域形成の世界的潮流の中で、東南アジアにおけるその特徴を整理しておくことは、少なくともアジアないしアジア太平洋国際関係を考える上で重要である。その論点はふたつある。まず、東南アジアの人々自体がどのような変化のベクトルを作り出そうとしているのか、言い換えると「新 ASEAN」はいかなる意味で新しくなろうとしているのか、である。そして、その ASEAN は周辺地域を巻き込んで広域東アジアあるいはまだ名前を与えられていない新しい地域枠組みをどのようなものにしようとしているのか、言い換えると、「新 ASEAN」はアジアをどのように変えようとしているのか、である。以上の 2 点を中心に問題提起してみたい。

1. 何が起きているのか

cf 従来の ASEAN: 善隣友好 (= 平和共存 + 内政不干涉) + 経済統合 (FTA) + 域外対話 (PMC)

「新 ASEAN」への脱皮過程

ASEAN 共同体: 安保 (平和 + 総合安保協力)、経済 (FTA プラス)、社会文化 (アイデンティティ)

ASEAN 憲章: 制度的蓄積の大規模改修 (積極派は EU に近づく抜本的建替えを企図するが断念)

広域東アジア制度の形成

ASEAN+3, EAS (東アジア共同体?) cf APEC, ARF, ASEM, FEALAC

2. 何がそうさせているのか

グローバル化への対応

魅力ある市場のアピール、民主主義・人権を意識

域外諸国 (とくに大国) への対応

蓄積された日本との関係、緊密化する中国との関係、バランスとしてのインド

自分たちが抱えてしまった課題 (ASEAN Divide) への対応

経済格差、異質な政治体制の共存、あるべき ASEAN の将来像の分裂

3. 東南アジアはどうなるのか cf 客観的現象 / 当事者たちの認識 / 傍観者 (観察者) の判断

変わらない (人口動態、社会変化にも拘わらず、「そこ」にあり続ける) ASEAN 無視

小さくなる (広域東アジアの中に埋没する) ASEAN 無能 (無力)

大きくなる (時代遅れになった「ASEAN ウェイ」に周囲が毒される) ASEAN 肥大

なくなる (グローバル化で均一的・斉一的になった世界の一部になる) ASEAN 不要 (無用)

解体する (まとまりの虚構が露呈する) ASEAN 分裂 (解消)

韜晦する («東南アジア」って一体何?) ASEAN 再考

参考文献

山影 『ASEAN シンボルからシステムへ』(1991)、 『ASEAN パワー アジア太平洋の中核へ』(1997)

山影編 『転換期の ASEAN』(2001)、 『東アジア地域主義と日本外交』(2003)

山影 「地域にとって地域研究者とは何か」 『日本政治学会年報 1986』(1988)

山影 「ASEAN の変容とアジアにおける地域共同体の構築」 『海外事情』2007(10)

山影 「「新 ASEAN」の課題と日本」(「NIRA アジアの課題と日本」シリーズ 2008.3)

山影 「ASEAN の変容」 『国際問題』2008(11)

「国際的生産ネットワークの形成と経済統合のハブ＝スポーク・システム」

木村福成（慶應義塾大学経済学部、
ERIA チーフ・エコノミスト）

発表要旨

1990 年代以降、東南アジアは、北東アジアとともに、世界に例のない精緻な国際的生産ネットワークの構築に成功してきた。伝統的な産業単位の国際分業に代わって機械産業を中心とする生産工程単位の国際分業が発達し、企業レベルのフラグメンテーション（分散立地）と産業・業種レベルでの集積形成が同時に進行した。国際的生産ネットワークを設計・コントロールしているのは多国籍企業であるが、集積の中では地場系企業の生産ネットワークへの参加も見られるようになってきた。他地域に先駆けて生産ネットワークが形成された背景には、1980 年代後半あるいは 1990 年代初頭以降の積極的 direct 投資受入政策と電子部品等を中心とする一方的貿易自由化、アジア通貨危機以降の政策面の経済統合の中での包括的な貿易自由化・円滑化があった。これらの政策改革においては、巨大な直接投資のアトラクターとして登場してきた中国に対する危機感が強い動機となった。

東南アジアは、ASEAN を単位とする経済統合の深化と(ASEAN+1) \times X の FTAs のハブ＝スポーク・システム構築においても、一定の成果を上げてきた。東南アジアの場合、FTAs 網のハブといっても、経済規模も相対的に小さく、また投資するというよりは投資されている地域であり、スポーク間の統合を促すインセンティブは弱い。その結果、日中韓の統合が遅れる中、東アジアの FTAs 網は地域概念を深化させるというよりは、むしろ地域外に開放された形で展開されてきている。外に開かれた経済統合は、最近の「地域主義の多角化（multilateralizing regionalism）」の議論ともあいまって、WTO ドーハラウンド後の新たな国際通商政策秩序形成の萌芽となる可能性を秘めている。

参考文献

- ・ “International Production and Distribution Networks in East Asia: Eighteen Facts, Mechanics, and Policy Implications.” *Asian Economic Policy Review*, Vol. 1, Issue 2 (December), 2006: 326-344.
- ・ 「東アジアにおけるフラグメンテーションのメカニズムとその政策的含意」。平塚大祐 編 『東アジアの挑戦：経済統合・構造改革・制度構築』、IDE-JETRO 研究双書 No.551、アジア経済研究所、2006 年、87～107 ページ。
- ・ 「ASEAN 主導の東アジア経済統合と国際通商政策の新たな潮流」 『世界経済評論』、2008 年 1 月号、Vol. 52、No. 1、35～41 ページ。

「 < 東南アジア > 研究における地域と専門」

白石 隆（政策研究大学院大学、
アジア経済研究所）

発表要旨

地域は常に戦略的なものである。一方、専門（discipline）はわれわれの思考を型にはめ（discipline）、かたちを与える。では < 東南アジア > 研究において地域と専門はどのような可能性を開き、どのような可能性を閉じてきたのか。

「臨床の知」としての歴史空間」

早瀬晋三（大阪市立大学）

発表要旨

近代であるなら、「東南アジアとは？」と訊かれれば、近代に支配的であった国民国家の集合体として、10ヶ国をあげればよかった。学問としても分業体制の下、排他的に歴史学としてどう考察すればいいかを、一方的に語ればよかった。しかし、国民国家という枠組みの重要性が相対的に低下し、学際的・学融合的研究の必要性が増してくると、そう単純に答えられなくなった。考察の対象も複雑で、地理的にも、分野的にも、簡単に設定できなくなった。まず、「だれのため？ 誰のため？ なぜ歴史研究で考察する必要があるのか？」を明確にしたうえで、それにそって地理的枠組みなどを設定する必要がある。換言すれば、歴史研究が現在の社会・学問的世界とどう向きあって考察・分析を進めるのか、臨床の知としての存在意義を明らかにしなければならなくなった。

地理的枠組みは、生活の場である個人・家庭、コミュニティから地球規模までであるが、最小の単位でさえ地球規模と結びつくことを考えなければならなくなった。つまり、東南アジアのどの社会を取りあげようとも、本シンポジウムのタイトル通り「世界の中の東南アジア」であるべきだ。そして、地球規模で考えるとき、その事例として東南アジアが適しているかが問われる。もし、ほかの地域の事例研究の成果を東南アジアに応用できるなら、東南アジアを研究する意味はなくなる。また、現代の事象だけで研究することができ、歴史的に培われてきたものとして現代をとらえる必要がなければ、歴史研究も必要ないということになる。しかし、それを判断できるだけの研究蓄積はない。とくに、東南アジア研究のように、研究蓄積のない分野は、まず基礎研究の充実を図らなければならない。

歴史研究の基本は、いうまでもなく原史料の読解にある。その原史料の信憑性・価値について吟味する考証は、とくに近代文献史学にとって重要であった。しかし、文献考証にもとづく歴史研究は、文献を重視する周期性のある陸域温帯の定着農耕民社会にとっては有効であっても、例外の連続で、その場その場で臨機応変に対処しなければならなかった遊牧民や海洋民の社会では、意味をなさない。文献考証を重視すれば、歴史学は近代歴史学から離脱できなく、グローバル化時代にふさわしい世界史の登場を妨げることになる。

いま、文献にかわる史料として、口述史料、考古学史料だけでなく、絵画や美術工芸品、建築、身体・動作などからも歴史的考察をしようとしている。しかし、これら非文献史料だけで、歴史を語ることはかなり困難で、非文献史料を考察・分析するためにも、文献史料の考察・分析が必要となってくる。本報告では、文献史料と口述史料から、その地域性を考え、最後に、現在の状況から、歴史は国家に属するのか、地域に属するのか、民族に属するのか、文化・社会に属するのか、・・・なにに属するのかを考えたい。

1. 文献史料

- (1) 漢文史料(諸蕃志)
- (2) 欧文史料(ダンピア『最新世界周航記』)
- (3) 日本語史料(南方開発金庫出版物)

2. 口述史料

- (1) 伝承
- (2) 王統系譜
- (3) パション

3. むすびにかえて

「太王四神記」とブレアビヒア寺院